平成２５年（フ）第５２８号
堺市南区原山台１丁５番１―802号、住民票上の住所大阪府和泉市大野町232番地の６
債務者　梅田　育義
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３２８号
東京都西東京市柳沢２丁目16番18―307号
債務者　武田　秀也
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３２号
栃木県足利市川崎町1892番地１
債務者　川﨑　嵩
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月26日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第３３号
栃木県足利市川崎町1892番地１
債務者　仁木　武志
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月26日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第３７号
栃木県佐野市植下町554―１　５号、住民票上の住所群馬県前橋市昭和町３丁目30番14号
債務者　藏元　洋之
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月26日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第５１号
釧路市中園町２番13号　ドナルドハウス中園215号
債務者　お恵ちゃん食堂こと　佐々木政美
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２０号
北海道根室市栄町２丁目101番地
債務者　鎌田　章子
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月23日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第１９１号
川崎市高津区久地２丁目４番30―401号　ライフイン玉川
債務者　長宗　琢哉
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第９５４号
神奈川県鎌倉市玉縄１丁目１番地16　順ちゃん荘102
債務者　松木　彰治
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第４８号
千葉市若葉区小間子町４番地６　はつらつの里
破産者　西野　松夫
１　決定年月日　平成25年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１８９号
札幌市豊平区月寒東３条19丁目４番10号　岩佐方、開始決定時の住所奈良県香芝市良福寺137番地の１　ライフインサンヨー良福寺405号
破産者　高野由美子
１　決定年月日　平成25年６月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第８号
群馬県前橋市滝窪町774番地５
破産者　髙橋さよ子（旧姓塚越）
１　決定年月日　平成25年６月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２７２０号
名古屋市西区児玉２丁目２番１号
破産者　株式会社セレクタ
１　決定年月日　平成25年６月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９１４号
名古屋市緑区大高町字川添71番地
破産者　株式会社愛機工業
１　決定年月日　平成25年６月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８４０号
大阪府泉佐野市りんくう往来南５番地の37
破産者　エヌビイエル株式会社
１　決定年月日　平成25年６月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
島根県出雲市渡橋町248番地１　ヴィラ北村306、破産手続開始決定時の住所島根県出雲市古志町172番地５
破産者　加納　隆明
１　決定年月日　平成25年６月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部